

附則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

奈良県国民保護対策本部等に関する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

奈良県条例第四十六号

奈良県国民保護対策本部等に関する条例

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第三十一条（法第百八十三条において準用する場合を含む。）及び法第三十八条第八項の規定により、奈良県国民保護対策本部及び奈良県緊急対処事態対策本部に關し必要な事項並びに奈良県国民保護協議会の組織及び運営に關し必要な事項を定めるものとする。

第二章 奈良県国民保護対策本部及び奈良県緊急対処事態対策本部

(組織)

第二条 奈良県国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、奈良県国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）の事務を総括する。

2 奈良県国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 対策本部に本部長、副本部長及び奈良県国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）のほか、必要な職員を置く。

4 前項の職員は、県の職員のうちから、知事が任命する。

5 本部員及び第三項の職員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

(会議)

第三条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に

応じ、対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第二十八条第六項の規定により国の職員その他県の職員以外の者を会議に出席させ、又は同条第七項の規定により防衛庁長官が指定する職員を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第四条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第五条 奈良県国民保護現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）に、現地対策本部長及び現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員及び第二項第三項の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 奈良県国民保護現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(その他)

第六条 第二条から前条までに定めるもののほか、対策本部に關し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第七条 第二条から前条までの規定は、奈良県緊急対処事態対策本部について準用する。

この場合において、第二条第一項中「奈良県国民保護対策本部長」とあるのは「奈良県緊急対処事態対策本部長」と、「奈良県国民保護対策本部」とあるのは「奈良県緊急対処事態対策本部」と、同条第二項中「奈良県国民保護対策副本部長」とあるのは「奈良県緊急対処事態対策副本部長」と、同条第三項中「奈良県国民保護対策本部員」とあるのは「奈良県緊急対処事態対策本部員」と、第三条第二項中「法第二十八条第六項」とあるのは「法第百八十三条において準用する法第二十八条第六項」と、「同条第七項」とあるのは「法第百八十三条において準用する法第二十八条第七項」と、

第五条第一項中「奈良県国民保護現地対策本部」とあるのは「奈良県緊急対処事態現地対策本部」と、同条第二項中「奈良県国民保護現地対策本部長」とあるのは「奈良県緊急対処事態現地対策本部長」と、第六条中「第二条から前条まで」とあるのは「一次条において準用する第二条から前条まで」と読み替えるものとする。

第三章 奈良県国民保護協議会の組織及び運営
(委員及び専門委員)

第八条 奈良県国民保護協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、五十人以上とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第九条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第十条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第十一条 協議会に、幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第十二条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(その他)

第十三条 第八条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

奈良県砂防指定地等管理条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県条例第四十七号

奈良県砂防指定地等管理条例

(趣旨)

第一条 この条例は、砂防法(明治三十年法律第二十九号。以下「法」という。)、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)その他法令に定めがあるもののほか、砂防指定地及び砂防設備の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において「砂防指定地」とは、法第二条の規定により指定された土地をいう。

2 この条例において「砂防設備」とは、法第一条に規定する砂防設備をいう。

(制限行為)

第三条 砂防指定地において、次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

一 建築物又は工作物の新築、増改築、移転又は除却

二 土地の掘削、盛土、切土その他土地の現状を変更する行為